

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則

（令和 7 年 6 月 27 日
内閣総理大臣決定）

（企画官）

- 第 1 条 国家サイバー統括室（以下「統括室」という。）に、併任の者を除き、企画官 3 人を置く。
- 2 企画官は、命を受けて、統括室の事務のうち、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

（サイバーセキュリティ監査官）

- 第 2 条 統括室に、サイバーセキュリティ監査官 6 人を置く。
- 2 サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、統括室の事務のうち、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条に規定する指定法人をいう。）におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関する事務に従事する。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則（平成 28 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）は、廃止する。